

各都道府県総務部（局）長 殿
（市町村担当課、区政課扱い）

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
（公印省略）

地方公務員災害補償法施行規則の一部改正について（通知）

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第94号）が本日付で公布され、同日から施行されます。

今回の改正は、業務による過重負荷を原因とする脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について、労働者災害補償保険制度及び国家公務員災害補償制度の改正を踏まえ、両制度との均衡を図るため、所要の改正を行うものです。

つきましては、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないよう、貴都道府県内の市区町村等に対して速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

記

1 改正の内容

地方公務員災害補償法施行規則（昭和47年自治省令第27号）別表第一第8号に「重篤な心不全」を加えるほか、認定基準となる対象疾病の表記の一部を改める。

2 施行期日

令和3年9月15日

3 議会の議員その他非常勤の職員についての取扱い

今回の改正に伴い、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく条例による補償を受けるべき非常勤の職員等についても、同様の措置がなされるべきものです。

については、その他の形式的な文言の整備を含む「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（案）」（昭和42年11月27日付け自治給第84号）の一部改正（案）を添付しましたので、実務の参考としてください。

以上